

○神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例施行規則

令和2年3月5日

規則第59号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例（平成30年3月条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限の解除)

第2条 市長は、条例第2条第1項第1号に規定する区域について住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「事業」という。）を実施してはならないこととする制限（以下「制限」という。）を解除しようとする場合は、当該制限を解除したとされたときに当該区域における生活環境の悪化の防止及び地域との調和ができるかどうかについて調査するものとする。

第3条 市長は、条例第2条第1項第3号に規定する区域について制限を解除しようとする場合は、当該制限を解除したとされたときに児童及び生徒の静穏な教育環境及び登下校時の安全が確保できるかどうかについて、同号に規定する施設の設置者の意見を聴くものとする。

第4条 市長は、第2条の調査の結果又は第3条の意見を踏まえ、制限を解除しても支障がないと認めるときは、実施される事業を、現に人の生活の本拠として使用されている家屋を利用し、かつ法第11条第1項各号のいずれにも該当しない事業者によるものに限る旨の条件を付して制限を解除する区域を指定するとともに、当該指定を行う旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。